



おめでとう20歳!! 利尻町成人式... 1月8日

■人口と世帯■

| | | |
|-----|--------|------|
| 世帯数 | 1,397 | (±0) |
| 人口 | 5,329人 | (-4) |
| 男 | 2,659人 | (-2) |
| 女 | 2,670人 | (-2) |

昭和62年12月末日現在
(住民基本台帳登録人口)

■おもな内容■

- 2.....町・道民税の申告が始まります
- 3~7...議会だより~
第6回定例町議会一般質問
- 8~9...わが町の家計簿~
61年度一般会計決算報告
- 10.....昭和61年度主な事業
- 11.....マチの住みごこち⑧
- 12.....わが家のアイドル⑧
- 13.....りしりの博物誌~利尻の語り⑨
- 14.....あなたと保健室
- 15.....消防だよりNo.16
- 16.....戸籍のうごき

交通事故死ゼロ記録2月1日現在2329日

昭和63年度町・道民税申告受付日程表

(所得税・事業税)

沓形地区

| 受付巡回月日 | 申告会場・時 間 | 申告会場・時 間 |
|----------|--|-----------------------------------|
| 2月16日(火) | 栄浜地区 9:30~16:00 栄浜自治会館 | |
| 2月17日(水) | 新湊第4地区 9:30~12:00 新湊自治会館 | 新湊第3地区 13:30~16:00 新湊自治会館 |
| 2月18日(木) | 新湊第2地区 9:30~12:00 新湊自治会館 | 新湊第1地区 13:30~16:00 新湊自治会館 |
| 2月19日(金) | 種富町第3地区 9:30~12:00 種富町自治会館 | 種富町第2地区 13:30~16:00 種富町自治会館 |
| 2月20日(土) | 種富町第1地区 9:30~12:00 種富町第1自治会館 | |
| 2月22日(月) | 日出町第2地区 9:30~12:00 役場小会議室(1F) | 日出町第1地区 13:30~16:00 役場小会議室(1F) |
| 2月23日(火) | 緑町第2地区 9:30~12:00 役場小会議室(1F) | 緑町第1地区 13:30~16:00 役場小会議室(1F) |
| 2月24日(水) | 本町地区一円・営業者所得税申告相談 9:30~16:00 役場小会議室(1F) | |
| 2月25日(木) | 所得税還付申告相談 9:30~16:00 役場小会議室(1F) | |
| 2月26日(金) | 富士見町地区 9:30~12:00 役場小会議室(1F) | 泉町第3・第4地区 13:30~16:00 泉町自治会館 |
| 2月27日(土) | 泉町第2地区 9:30~12:00 泉町自治会館 | |
| 2月29日(月) | 泉町第1地区 9:30~12:00 泉町自治会館 | 神居第2地区 13:30~16:00 神居第2自治会館 |
| 3月1日(火) | 蘭泊地区 9:30~12:00 蘭泊自治会館 | 神居第1地区 13:30~16:00 神居第1自治会館 |
| 3月2日(水) | 当日地区で申告できなかった方(給与者医療費等還付申告) 9:30~16:00 役場小会議室(1F) | |
| 3月11日(金) | 当日地区で申告できなかった方(給与者医療費等還付申告) 9:30~16:00 役場小会議室(1F) | |

仙法志地区

| 受付巡回月日 | 申告会場・時 間 | 申告会場・時 間 |
|----------|--|------------------------------|
| 3月3日(水) | 久連地区 9:30~12:00 久連自治会館 | 長浜地区 13:30~16:00 長浜自治会館 |
| 3月4日(木) | 神磯地区 9:30~12:00 神磯自治会館 | 政治地区 13:30~16:00 政治自治会館 |
| 3月5日(土) | 所得税還付申告相談 9:30~12:00 利尻町公民館 | |
| 3月7日(月) | 本町第1地区 9:30~12:00 利尻町公民館 | 本町第2地区 13:30~16:00 利尻町公民館 |
| 3月8日(火) | 元村地区 9:30~16:00 元村自治会館 | |
| 3月9日(水) | 御崎地区 9:30~16:00 御崎自治会館 | |
| 3月10日(木) | 当日地区で申告できなかった方(給与者医療費等還付申告) 9:30~16:00 利尻町公民館 | |

申告書の提出期限は**3月15日**です。

町・道民税 の申告が 始まります。

所得税法並びに地方税法の規定に基づき、毎年二月十六日から三月十五日までを法定申告期間として全国一斉に申告受付事務が行なわれます。

当町においても次の日程により申告受付事務等を行いますので当日は最寄りの会場へ必ずおいでのうえ、申告を済ませ

ますようお願いいたします。不申告や期間を過ぎますと罰則等を受けることとなりますので必ず期間内に申告して下さい。

当日は、広報りしり一月号にてお知らせした書類等を忘れず、又、土地や家屋を譲渡した方、個人から財産を贈与された方、

生命保険契約等に基づいて一時金の支払を受けた方についても最寄りの会場へおいでのうえ、申告を済まして下さい。

この他、申告について不明な点がありましたら、総務課税務係へお問い合わせ下さい。



Ⅱ 議会だより Ⅱ

第6回定例町議会—一般質問

第6回定例町議会(十二月十七日、十八日)において一般質問がありました。
質問の要旨は次のとおりです。

大 窪 議 員

一、沿岸漁場整備

事業について

我が町の水産振興の指針である本事業に、町理事者を始め関係者は鋭意努力しているところでありますが、残念ながら漁業をめぐる環境は依然厳しいものがあります。こうした現状にかんがみ、明年度以降においても諸般の施策が必要と思えます。今後の重点的な計画の見通しについてお聞かせ願いたい。

二、区画漁業権

について



明年九月より区画漁業権免許切り替えに伴い、我が町が進める振興計画と関連を持つものもあり、その如何によつては向こう五ヶ年間の変ぼうする漁業情勢に的確に対応し、生産増大に活路を見いだすものと考えますが、町長のお考えをお聞かせ願いたい。

三、プロジェクトチームの編成について

仙法志、杓形両漁業協同組合に、ウニ・アワビ研究会が設置され、目下海中での養殖管理中であります。この方々の前向きな姿勢に敬意を表するものであり、この種の増産対策に布石を投ずるものと判断しており、従つて既存の陸上センター、海中養殖、更には現在行なっているサクラマスといった一連の試験研究のためのプロジェクトチームの編成によつて、技術の導入情報の収集等、行政の一層の指導が重要であると考えますが、町長のお考えをお尋ねします。

四、管外船、基地底

引き船の監視体制について

底引き船は、特に冬期間利札周辺に地元船が出漁できない時に出没し、稚魚の乱獲と越境操業によつて、漁船漁業の生産と経営に大きく影を落していることは周知の事実であります。

また、管外船については九六トン型鮫刺網船が利札共有海区で越境操業する等、沿岸攻勢が行われており、地域漁船漁業振興上誠に憂慮に堪えないところであり、従つて今後とも監視船によるパトロールを強く望むところですが、町長のお考えをお聞かせ願いたい。

答弁—町長

主とした大規模な増養殖場の造成、魚類等も含めた増養殖施設を整備し、引き続き重点的に進めてまいりたいと考えております。

二点目の件ですが、現在区画漁業権の免許内容は昆布とホタテの養殖事業となっております。六十三年九月一日に免許更新になるわけですが、最近試験事業等で魚類の海中養殖にも取り組んでおり、これらの経過も見ながら免許申請までに必要に応じて漁業協同組合と協議したいと考えております。

なお、免許を与えられた漁業にあつても、現実に事業を進める場合、どうしても海面利用者との調整事項が重要課題とされます。特に、有望視されておりますホタテの採苗につきまして海面の調整がっていないために、規模の拡大ができない現状にあります。

一点目のご質問ですが、明年度から新規としてスタートします第三次沿岸漁業整備事業、新沿岸漁業構造改善事業、それから継続として定住促進事業、道の単独事業など、国・道の施策を十分に活用しながら、昆布・ウニ・アワビ等の根つけ資源を

おります。

三点目のプロジェクトチームの件ですが、このことは、これからの漁業に最も必要な分野であり、自ら進んで試験研究事業に参加、実践していく方々の意欲が大切です。

幸い、ウニ・アワビについてはすでに組織化され、活動が始まっておりますので、今後に期待しています。

更に、今後新しい分野である魚類養殖等が注目されますのでこの対策として新たな、実践活動も含めたプロジェクトチームの組織化を今後検討し、関係機関と協議していきたいと思っております。

四丁目についてであります。現在、監視体制としては仙法志漁業協同組合に設置している監視レーダーで監視しております。違反船は行政庁へ通報し監視船の派遣、パトロールの強化を要請し、機船組合への抗議要請等を実施しています。

特に、近年資源管理が強く叫

ばれているなかで、沿岸側も底曳船等に対する関心も一層強くなっておりますので、漁業者、漁業協同組合、町など一体となり監視にあたらなければなりません。

幸い、本年より宗谷管内に、道の北王丸が配属されますので当海域のパトロールが一層強化されます。

大 腰 議 員

一、当町において懸案とされている施策に対する町長の早期決意を要望することについて

現在当町において懸案とされている重要な施策は数多くありますが、その中でも町民と共に深い関心をもって見つけている次の三点について、町長のご見解を承りたい。

(イ)国民宿舎の増築について

滞在型観光産業の振興の一環として、国民宿舎の増築について数多く議論されております。町長も諸般の事情を見ながら慎重に模索されていることとは思いますが、いずれにしても方向付けを明示しなければならぬ時期にあるものと思えます。

本件については、増築をすべきであるとの意見も数多くありますが、私は今の時点において増築に踏み切るべきでないと思えます。当町はまず観光受入体制の整備を図ることが急務であり



小樽航路の今後の進展と稚内・沓形・香深港を結ぶ、東日本海フェリーの今後の運航策を見つめながら、決定すべきでないかと考えます。特に町長に提言したいのは、観光産業の進展は町民の協力が最も重要であると思

いますので、全町をあげてこれに取り組みが必要があると思えますが、町長のご見解を承りたい。

(ロ)廃校された久連小学校の今後の運用について

久連小学校は、今、町民の間においても深い関心をもたれ、いろいろ話題とされている現況下にありますので早めに町理事者、議会と共に慎重に立案すべきであると考えます。町長のご見解を承りたい。

(ハ)日出線道路建設による沓形新港に係る最終経路の設定について

日出線道路の建設に当たっては、大型車による交通安全対策観光道路、国有林の保全対策の

一環として、永年にわたり多額の事業費をもって計画通り進行されておりますが、いよいよ最終段階にある沓形新港に係る道路の設定にあると思われま

す。この経路は、病院・役場庁舎の前を通して道々に連係して町の中、商店街を運行させ、沓形新港に係るべく計画されているように見受けられますが町民の間から交通安全上、又騒音公害上から見ても不安の声が出ている現況等も考え、再検討する必要があります。

特に申し上げたいことは、再検討されて、もし他に適地がなく町長の意向に決定せざるを得ないとしても、町民の理解と協力が重要であると思えますので私が申し上げている三点を一括して町長の諮問機関として、町理事者、議会、民間を含めた委員会を設定されて慎重に立案されることを提言いたしますが、町長の答弁を願います。

二、種富町、日出町 前浜浅海に対し

漁場造成事業の 実施方を要望す ることについて

この両地区の前浜の浅海漁場については、ご承知の通り資源が繁茂する豊富な好漁場であつて、特に天然昆布等は利札両地区においても、最も優れた良質昆布としてその価値を永く維持されてあつたが、最近量的にも製品的にも減産、あるいは低下の状況にあると思います。

このことは、港湾整備に関連があるのかどうか調査を待たなければならぬところでありますが、ご承知のとおり当地先は海岸部を除き、ほとんどが砂地帯となつてゐるため漁場面積が極めて少なく、従つて前浜生産も低いものがあり、将来のためにもこの際、この砂地帯を含めた大規模な漁場開発を行い、特にウニ・紫ウニ、あるいはタコ等の増産に資していただきたいと思うが、町長のご答弁を願いたい。

答弁―町長

一点目の(イ)の国民宿舍の増築についてでございますが、この滞在型観光の振興を図つていかなければならないということはお質問のとおりだと思います。

今後、稚内・利札航路の改善、小樽航路の大型化を積極的に進めてまいりたいと思つております。したがつて、国民宿舍の増築については、今後のこの航路の見通し、観光客の入り込み傾向、こういったものを踏まえて十分検討してまいりたいと思つております。

(ロ)の旧久連小学校の運用の問題ですが、理事者側も議会の皆さんもいろいろ模索をしてみましたが、名案のないまま今日に至つております。

今回の議会に、町の総合振興計画審議会条例を提案しております。この審議会が設置され議員の皆さんや多くの民間の方々も入つていただき十分検討をしていただきたいと考えております。

(ハ)の道路の件のご質問ですが

現在この病院、役場庁舎の前を通つて道道にないで沓形の新港につながるの一番よいのではないかと考えております。

しかし、この問題につきましても、総合振興計画審議会の担当部会の中で十分検討していただきたいと存じます。

また、以上三つの問題について諮問機関をつくつてはどうかという提言ですが、先ほども申し上げましたように、近く総合振興計画審議会ができます。

審議会も諮問機関でございますので、それぞれの専門部会の中で議会も民間も入つて、十分検討していただきたいと考えております。

二点目のご質問でございますが、種富町、日出町地先におけるウニなどの大規模な漁場開発について、過去には沓形港湾の整備との関連もあり、沿岸漁業構造改善事業等で、投石による漁場造成を進めた経緯もあります。現在活用されている両地先は、砂地帯が多く漁場面積も少ないのが現状であります。今後

資源増産を図るためにも、第三次沿岸漁業の整備事業等によりまして、砂地開発を含めた増殖場の造成の計画を積極的に、進めてまいりたいと考えております。

吉田 議員

一、ウニ資源の増産 体制について

育て採る漁業が提唱され、幾年の歳月が流れその成果、養殖コンブはいうまでもなく、ウニ漁業一つ見ても年々生産高が確実に伸びを見ており、町理事者の行政指導をはじめ、漁民一人ひとりが育て採るといふ認識になつた成果と思われれます。町内全漁民が従事し、一年の生計を左右するウニ漁は、今や基幹産業であり、この資源増産体制の確立は急務であると考えます。

私の考えていることを申し上げます。

①人工種苗にて二百万粒増産体制

二、御崎公園の整備 拡大について

②年次ごとに計画数量(稚貝)を放流する。

以上の点について、町長のお考えを伺いたい。

我が町の観光産業は、今や漁業に次ぐ第二の産業として、その成果も関係者の地道な努力によつて全国的にも北の離島観光が脚光をあびております。

また、六十四年度には三千トン級大型カーフェリーの就航が予定されており、観光客の増加が期待されておりますが、この際、島内唯一の施設であります御崎公園内の水族館の整備拡大が必要と思ひますが、町長のお考えをお聞かせ願ひたい。



二、公民館建設と併せ職員住宅の建設について

この施設は公民館と支所が併用し、地区住民のコミュニケーションの場として最大に利用されるよう願っている次第であります。ご承知のとおり現在両職場の職員は通勤の状況にあり、この際、職員住宅を建設され、職員も地域住民の一人となつて勤務できるように体制にすべきと思ひますが、町長の考えを伺いたい。

答弁―町長

一点目のウニ増産体制の問題ですが、ご質問のとおり本町における沿岸漁業資源の中では近年特に生産量も高く、しかも安定した重要資源になっております。このことは、漁民みずからが資源管理に対する意欲が高まつたこと。それから大規模の増殖場や溝切りなどの漁場開発及び種苗生産と種苗放流などが大きな要因をなしたと考へております。今後さらに増産も図るた

め、各施策を進めてまいります。漁獲をしながら増産対策を進める関係で、自然界での異常発生がない限り、短期間による資源増加はなかなか難しいと思ひますが、漁業者、漁協、町の三者一体となつて増産していきたいと思ひます。

人工採苗につきましては、当面六十万粒ないし百万粒を目標に積極的に取り組んでおります。最終的な稚貝数としては三十万粒ほどとなっております。限られた設備の中での採苗技術でありますので、若干問題点も残っており、調査検討を行っている状態でございます。

いずれにしても天然採苗の補完的役割も含め、当面百万粒、可能であればご指摘の二百万粒体制を検討してみたいと思ひております。

二点目の御崎公園の整備拡大の問題ですが、今までもこの施設についてはいろいろ手を加えてきました。ご質問の整備拡大のことについては、大きくすることによつ

て陸上から魚が見やすくなるのかどうか、その辺の疑問もありますし、また海面消滅などの問題もあると思ひますので、今後仙法志観光協会などと相談しながら十分検討してまいりたいと思ひております。

三点目の公民館建設とあわせて職員住宅の建設についてというところでございますが、この問題につきましては明年度建設する公民館の完成後、その近くの土地の利用状況などを十分勘案しながら、検討してまいりたいと思ひております。

不破議員

一、沓形保育所の改築について

町内における小・中学校並びに一般用の体育を含む教育施設等は万全とまではいつておりませんが、ある程度満足の行く施設の充実を見ている事に対して



は理事者を始め、関係者のご苦勞に対し、敬意を表しますが、人間の基礎作りにも最も大事な幼児教育の施設については建物を始め、教育用具や遊具等は決して充分なものとは思われません。特に沓形保育所は相当老朽化しており、この改築問題については昭和六十一年六月の定例会において質問されております。

その折りの答弁は利尻町総合振興計画に基づき、財源確保のうえ六十三年度において改築に入る旨ご答弁をされておりますので、実行されるものと信じておりますが、再確認をいたします。

病院を始め、役場庁舎の建設

も終わり、また明年は仙法志支所、公民館の新築も決定しております。これらに比べましても遅れている沓形保育所の改築は早急に必要と思ひますので、町長の決意をお尋ねいたします。

二、船揚場の整備について

町内における船揚場は、仙法志御崎から栄浜に到るまで相当整備されております。しかし、まだまだ充分なものではありません。

特に宗谷バス株式会社付近から国民宿舎に至るまでの間の整備が遅れているような感じがいたします。

この辺を利用される方々には緑町、本町、あるいは人口急増地帯の泉町の一部の方々も多く、いわゆる浜のない町内であり、昆布時期はそれぞれの干場の関係で、ある程度分散することでしょうが、ウニの採取時期は何んとしても自分の住んでいる所に近い浜を利用することが効果的だと思ひます。

ただ問題は、整備に当たって海浜地の使用権、また私有地の所有者との話し合い等必要な面が出て来ると思いますが、これらの点については漁業協同組合と町、関係者を含めて、話し合いのつくところから整備を図るべきと思いますが、この点について町長のお考えをお尋ねいたします。

答弁—町長

一点目の沓形保育所の改築の問題ですが、沓形保育所については、非常に老朽化しておりますので、早い機会に改築したいと思いい、六十一年六月の定例議会でのご質問に財源の確保をして六十三年度に実施したいという答弁をしております。

しかし、近年都市については非常に幼児が増えてきているのですが、郡部の保育所については非常に減少傾向で、定員割れの保育所が非常に多くなってきております。当町の場合も例外ではなく、現在定員割れになっております。それで、国では長期的な保育計画を策定しなければ、安

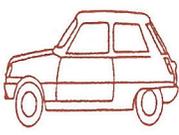
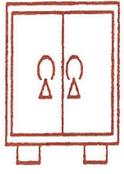
易に新築、改築は認めないという方針で、その計画を出すように現在指示されておりました、民生課において計画書を策定中でございます。こうした事情から、六十三年度につきましては国・道の補助は難しい状況にあります。したがって、不本意ではありますが沓形保育所の改築につきましては、六十三年度に行いたいと考えております。

また、保育所の場合、補助裏の財源は過疎債を充当したいと考えていますが、六十三年度は公民館を始め過疎債の充当事業が非常に多いという財政事情もございまして、そういった事情をご検査の上、ご理解をいただきたいと考えてます。

二点目のご質問についてはありますが、富士見町、本町等の地区につきましては、台風十二号のあった以後、正式に書類で要望が上がってきております。したがって、今後十分検討して実施してまいりたいと考えております。

船揚場の整備に当たっての海浜地及び私有地の使用につきましては、従前から漁業協同組合及び地区の関係者と十分協議をして進めてまいりましたので、今後ともその方針は変わりません。特に、私有地につきましては、所有者の承諾を得ながら、積極的に整備をしてまいりたいと考えております。

■町有財産の状況

| | | |
|---|--|---|
| <p>土地が</p>  <p>2,534,458㎡</p> | <p>山林が</p>  <p>4,607,533㎡</p> | <p>建物が</p>  <p>32,067㎡</p> |
| <p>車両が</p>  <p>29台</p> | <p>証券その他の権利が</p>  <p>16,788千円</p> | <p>基金が</p>  <p>366,130千円</p> |

■有価証券や出資金などの状況

| | | | |
|----------------|--------------|--------------|-------|
| ▼有価証券 | 北海道農業開発協会 | 200千円 | |
| 株 券 | 9,614千円 | 北海道私学振興基金協会 | 75千円 |
| ▼出 資 金 | 財団法人北海道学校保健会 | 184千円 | |
| 北海道漁業信用基金協会 | 2,600千円 | 北海道勤労者信用基金協会 | 200千円 |
| 財団法人日本離島センター | 1,899千円 | 北海道農業信用基金協会 | 300千円 |
| 北海道市町村職員福祉協会 | 1,000千円 | 北海道健康づくり財団 | 450千円 |
| 北海道国民健康保健団体連合会 | 266千円 | | |

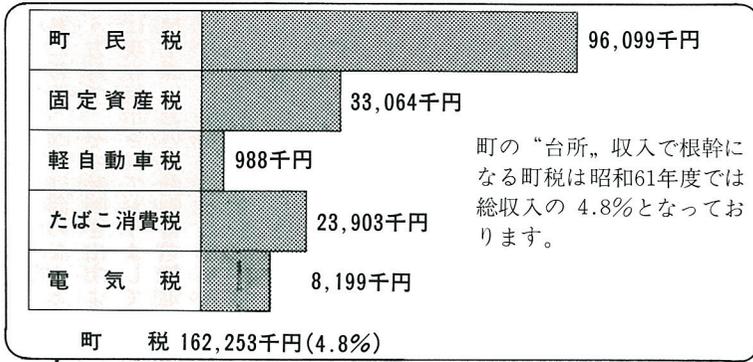
町が保有している財産は

町が保有している財産は、積立金(基金)のほかに、町有地や町有林、それに学校、役場庁舎、町民センター、研修センター、公民館などといった町有施設と福祉バスや乗用車などの車両があります。

これらの財産の内容は別表のとおりです。このほか有価証券、出資金等についても別表のとおりです。(この保有財産の数字は昭和六十二年三月三十一日現在のものです。)

の家計簿

われたお金 32億3千2百26万7千円

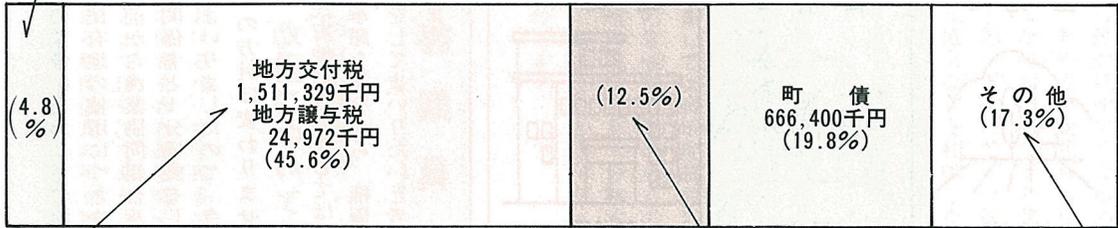


町の台所

12月の定例議会で昭和61年度の決算が認定されました。みなさんが納めた税金や国・道からの交付金や借入金などによって、いろいろな事業を行っていますが「町税が1億6千万円ほどしかないのに、何十億円もの仕事ができるという町の台所はどんな具合なのか」という疑問も聞かれます。

私たちの町の“台所”，が一体どのような中身になっているか…。をみなさんに図表であらましをお知らせします。

収入内訳



▼地方交付税は(町)が一定水準のしごとをしていくのに必要なお金を、自治体自身の収入だけでまかなわれない分を国が交付してくれるお金です。

▼地方譲与税は国税として国が徴収しその一部を町に配分してくれるもので、国税の地方道路税(揮発油に含まれる税金)と自動車重量税の一部が町道の延長および面積に按分して町に入るお金です。

| | |
|-----------|-----------|
| 国 庫 支 出 金 | 183,211千円 |
| 道 支 出 金 | 222,318千円 |
| 自動車取得税交付金 | 13,611千円 |
| (12.5%) | |

▼国庫支出金及び道支出金は町の特別な事務事業の財源にあてるため交付されるお金です。

▼自動車取得税交付金は道路の延長および面積に按分されて交付されるお金です。

| | |
|---------|-----------|
| 分担金及負担金 | 18,675千円 |
| 使用料及手数料 | 38,983千円 |
| 財 産 収 入 | 50,491千円 |
| 寄 附 金 | 5,600千円 |
| 繰 入 金 | 328,649千円 |
| 繰 越 金 | 69,484千円 |
| 繰 上 収 入 | 71,516千円 |

▼繰入金
庁舎建設基金、財政調整基金、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、砕石事業会計からの繰入金です。

▼寄附金
一般寄附金及び指定寄附金です。

昭和61年度決算報告

一般会計

収入 3,367,483千円

支出 3,232,267千円

わが町

豊かな、明るい町づくりに使

| | |
|---------|---------------------|
| 議 会 費 | 53,874千円 (1.7%) |
| 商 工 費 | 97,455千円 (3.0%) |
| 消 防 費 | 147,229千円 (4.6%) |
| 諸 支 出 金 | 1,564千円 |



支 出 内 訳

| | | | | | | | |
|--------|----------------------------|--------------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------|
| (9.3%) | 衛生費 281,953千円 (8.7%) | 農林水産業費 515,719千円 (16.0%) | 公債費 537,693千円 (16.6%) | 教育費 285,062千円 (8.8%) | 総務費 614,022千円 (19.0%) | 土木費 542,812千円 (16.8%) | (4.8%) |
|--------|----------------------------|--------------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------|

民生費
154,884千円
(4.8%)

《性質別の支出内訳》

| | |
|---------|--|
| 維持補修費 | (各施設や道路などの維持補修で除雪経費も含む) 47,909千円 (1.5%) |
| 公債費 | (町債の元利償還金や一時借入金の利子など) 537,693千円 (16.6%) |
| 物件費 | (賃金、旅費、一般消耗品、備品購入費、郵便料、電話代、光熱水費など) 225,060千円 (7.0%) |
| 人件費 | (議員の歳費、特別職や町職員の給料等、各種委員等報酬など) 461,537千円 (14.3%) |
| 扶助費・補助費 | (各種団体への補助金や交付金各種保険料、各種会費や謝礼など) 418,144千円 (12.9%) |
| 積立金その他 | (建設基金積立金など) 42,800千円 (1.3%) |
| 普通建設事業費 | (各種建設事業費や用地購入費など) 1,387,860千円 (42.9%) |

左の性質別の支出内訳は、上図のグラフをさらに分析して、使われたお金はどのような性質に区分されるかを表したものです。

この中で、くらしの豊かな町づくりのため水産振興事業、産業基盤整備や道路などの生活環境づくりと人づくりのため各種教育施設整備などに使われた投資的なお金が全体の約44%となっています。

| | |
|----------------|--|
| 投資及び 出資金貸付金 | (商工業者、農業者などに対する貸付金) 28,187千円 (0.9%) |
| 繰出金 | (国民宿舎、国保事業への繰出金) 83,045千円 (2.6%) |

昭和61年度主な事業費(事業費100万円以上)

単位：千円

| | | | |
|------------------|-----------|----------------------------|--------|
| 仙法志テレビ中継局維持補修工事 | 1,750 | 公営住宅新築工事 | 31,814 |
| 役場庁舎建設工事 | 294,650 | 公営住宅建設用地整地工事 | 2,540 |
| 役場庁舎建設工事管理業務委託事業 | 2,800 | 杓形小学校2線校舎外壁張替工事 | 1,150 |
| 旧病院解体工事 | 12,150 | 教員住宅新築工事 | 35,530 |
| 町有林造林事業 | 3,565 | 教員住宅建設用地整地工事 | 1,500 |
| 小規模治山事業 | 6,680 | 杓形ミニスキー場照明灯設備工事 | 2,800 |
| 歯科診療所用備品購入事業 | 2,200 | 運動公園施設整備工事 | 37,120 |
| 経営林道仙法志線開設事業 | 23,234 | 沿岸地域活性化緊急対策事業 | |
| 船揚場整備事業 | | 神磯地先藻場造成(投石) | 45,000 |
| 神磯船揚場補修工事 | 1,250 | 種富町地先藻場造成(投石) | 35,490 |
| 仙法志本町第2船揚場整備工事 | 5,150 | ウニ幼稚仔育成施設 | 9,240 |
| 日出町船揚場整備工事 | 10,040 | 水産業振興対策事業(ウニ・アワビ等増殖事業) | |
| 杓形港改修工事 | 1,503,748 | ウニ・アワビ種苗中間育成事業(代表杓形漁組) | 7,600 |
| 杓形港海岸保全施設整備工事 | 19,800 | 天然アワビ購入事業(杓形漁組) 68,000粒 | 8,959 |
| 仙法志漁港漁船上架施設整備工事 | 83,000 | 天然アワビ購入事業(仙法志漁組) 109,000粒 | 15,121 |
| 杓形岬公園キャンプ場増設工事 | 2,450 | ウニ種苗放流事業(杓形漁組) 293,000粒 | 4,395 |
| 見返台公園遊歩道補修工事 | 2,990 | ウニ種苗放流事業(仙法志漁組) 220,000粒 | 3,300 |
| 富野丘2号線側溝流末処理工事 | 1,600 | ウニ移植放流事業(仙法志漁組) 133,000粒 | 2,000 |
| 神居第2地区流末処理工事 | 4,700 | ウニ天然採苗施設設置事業(仙法志漁組) 5基 | 1,853 |
| 新湊・栄浜線側溝改修工事 | 2,990 | 並型魚礁設置事業(円筒型)(杓形漁組) 107個 | 8,470 |
| 港町地区道路舗装工事 | 2,020 | 並型魚礁設置事業(円筒型)(仙法志漁組) 107個 | 8,525 |
| 御崎地区舗装補修工事 | 1,050 | 海水交流改善施設設置事業 | 5,800 |
| 元村北2線改良舗装工事 | 13,980 | 大規模増殖場造成事業 | 21,400 |
| 市街南1線特殊改良工事 | 19,500 | 小規模増殖場造成事業 | 9,703 |
| 市街南2線特殊改良工事 | 7,000 | 昆布増産対策事業 | |
| 日出線特殊改良四種工事 | 23,400 | 投石(自然石)事業(杓形漁組) 2,313㎡ | 11,450 |
| 杓形線道路改良工事 | 31,500 | 投石(自然石)事業(仙法志漁組) 3,204㎡ | 21,462 |
| 仙法志・鬼脇線防雪柵設置事業 | 9,900 | チェーン振雑草駆除事業(杓形漁組) 1,033台 | 1,550 |
| 杓形小学校道路擁壁補修工事 | 1,150 | チェーン振雑草駆除事業(仙法志漁組) 1,056台 | 2,659 |
| ロータリー除雪車購入事業 | 23,810 | 昆布養殖係留施設設置事業(仙法志漁組) A-1型4基 | 22,325 |

未償還元金
3,527,354,000円



町民1人当り
656,000円

(62年3月末人口5,376人)

▽町債の状況
町債は毎年計画的に返済
現在高は三十五億円!!

▼町債は、町が大きな事業をする場合に国や金融機関などから長期の借入金をもって財源としています。この借入れを「起債」とよんでいます。その元金や利子は計画的に返して、健全財政を維持しながら借り入れしています。

特別会計の概要

特定多数の受益者の人たちが利用し負担する国民健康保険事業や簡易水道、国民宿舍、老人保健の会計は、本町の一般会計とは別に特別会計で行われています。

これらの特別会計の昭和六十一年度の概要は別表のとおりです。

昭和61年度特別会計決算

(単位：千円)

| 区 分 | 収 入 額 | 支 出 額 | 差 引 総 額 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 国民健康保険事業特別会計 | 364,349 | 327,676 | 36,673 |
| 簡易水道特別会計 | 66,597 | 57,011 | 9,586 |
| 国民宿舍特別会計 | 128,314 | 128,232 | 82 |
| 老人保健特別会計 | 301,847 | 295,484 | 6,363 |

ま ち の 住 み

ご ち

⑧



加 藤 文 子 さん(沓形字新湊)

私が利尻に来てから早いもので五年の歳月が経ちました。東京での生活が長かった私にとって友達も一人も居ない島での生活は心細くてとても寂しいものでした。そんな時、天望山に登って海を眺めたり、生まれ育った長野県の山道に似ている登山道路を歩いたりしていると不思議なことにも身もすつきりして家に帰ることができました。

真中にそびえたつ海拔一七一九米の利尻富士等々……。こんなにも大自然に恵まれた利尻島を今では都会に住んでいる友達に自慢しているほどです。

これからは色々な方法でこのすばらしい大自然を自分の中に取り入れて島での生活をもっと豊かにそして楽しいものにしていこうと思います。

最後に、島出身でない人が島の人以上に利尻で頑張っていることが今の私にとって一番の励みになっています。

昭和63年 利 尻 町 成 人 式

1月3日

二十四人が
晴れて
成人に



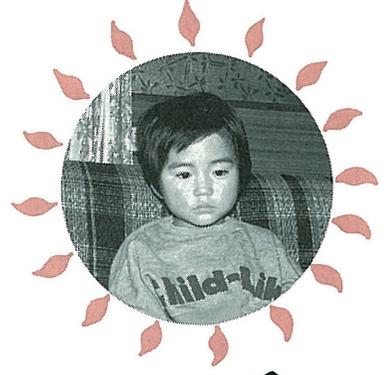
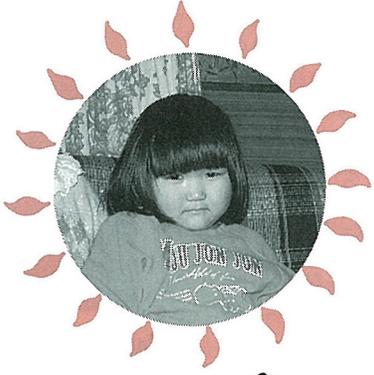
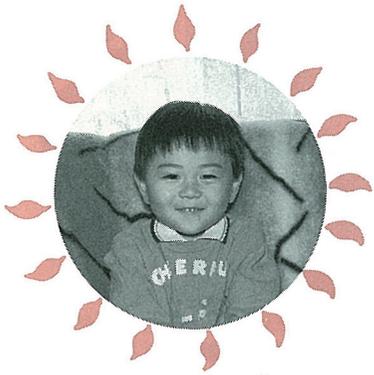
▲田中道幸君・佐藤留美さんによる宣言



竹林由美さんの謝辞▶



わが家のアイドル



遠距離(320kmを超える地域……函館・釧路以遠)へ

3分間通話した料金

※()は10円でかけられる秒数

| 区 別 | 時 間 | 現 行 | 改 定 |
|-----|---------------------------------------|-------------|-------------|
| 昼 間 | 午前8時……午後7時 | 400円 (4.5秒) | 360円 (5秒) |
| 夜 間 | 午後7時……午後9時 午前6時……午前8時 土・日・祝日の昼間 | 240円 (7.5秒) | 220円 (8.5秒) |
| 深 夜 | 午後9時……午前6時 | 220円 (8.5秒) | 200円 (9秒) |

離島割引区間(利尻・礼文島←→稚内市・豊富町)へ

3分間通話した料金

※()は10円でかけられる秒数

| 区 間 | 現 行 | 改 定 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 利尻・礼文島←→稚内市・豊富町 | 60円 (30秒) | 30円 (80秒) |

詳しくは、NTT利尻礼文電報電話局TEL2-1500(無料)まで

二月十九日(金)から遠距離通話料金がお安くなります。また、離島割引料金も実施されます。改定料金は次のとおりです。

遠距離通話料金の値下げ等について



(58)

利尻の語り(19)

節分と豆占

うらない

語り 森本清栄さん

「鬼」は外、福は内」ととなえながら、節分の夜に豆撒きをする行事は古くからおこなわれていました。

もともと「節分」とは、立春の前日といい、大寒の末日で、冬の節が終って春の節に移る時をさします。このことから、日本各地では、節分が立春によって年が改まる日と考えられる風習があります。

また、晦日におこなわれる、疫鬼を追い払う鬼やらいは、室町時代に、今日みられるような節分の豆まきの行事に移りかわっていました。さらに、筋分の夜や小正月に豆を焼いて月々の天候や吉凶を占う豆占も古くからおこなわれていました。したがって、現在ではどちら

かという節分の豆撒きは悪霊払いとだけしか考えられていませんが、もともとは、年が改まる節目におこなわれていた風習であったわけです。

しかし、子どもにとっては、「鬼は外、福は内」ととなえながら撒かれた豆をひろいあつめることは、楽しいな年中行事の一つでありました。

「節分の日にはね、炒った豆を一升すしに入れて神棚にあげたものをおろして撒いたもんですよ。豆は大豆でね、それを炒ったんだが、家は大勢だったから五合くらいも炒ったかね。

子どもの頃はね、子どものいない家から、豆撒きになるとひろいに来てくれといわれて、子ども二三人あつめてひろいに

いったこともありました。

今なら、子どものいない家は豆撒きなんかやらないこともあるようだけど、まあ、それだけ昔の人は、何んでもやることはきちつとやってたんだね。

豆はね、昔から悪霊を払うつてね、昔、宇多天皇の時代にね悪者を岩穴にとじこめて、そこに豆を投げつけたのが、豆撒きのはじまりだって聞いていますね。

まあ、今まで寒をな過すして、寒い冬があけて、いよいよこれから春が訪れてくる、そして、家から悪霊を追い払うというひとつの行事だったんでしょね。ずっと遅くなってから、子どもたちを喜ばせるために、豆のほかにお菓子や、半紙にくるんでお金をいっしょに撒いたりし

たね。

豆占はね、節分の日には、よくうちの父親がやったのを見ていました。昔は今とちがって、炉が切つてあつたから、炉端ろばたに灰をかきだして、すっかりならして火照りが平均になるようにね、それに粒のそろった豆を十二粒えらんでならべたんです。十二つていうのは一十二月まであらわして、右から順に一月、二月と定めて、その焼け具合で月々の占いをみたもんです。

まあ、天候やら、鯀うみづの漁模様だとかね、そういうものをみたんですよ。豆が全部真白に焼けると大吉で、半分白く、半分黒くなると半吉って具合にね。

だから、右側の方が黒ければ、その月の上半分はうまくない、つまり天気が悪いとね。で、四月五月は鯀漁期だから、沖の時化しけ具合、天気は豆の焼け方でみたんだね。また、今年はどうちの方がいいとか悪いとかもね。つまり、久連・長浜がいいのか、御崎・元村の方が大漁なのかということだね。

四月・五月の豆の焼け具合、真白に焼ければ天気がよくて、

仙法志の部落はどことも大漁、反対に真黒くなれば天気も悪く大不漁するってね。右半分の焼け具合がよければ、その月の前半は天気がよくて、仙法志では久連・長浜が漁模様がいい、真中が黒く焼けて両端が白く焼けたときなどとかね、そうして占っていくんです。そうして、その結果を紙に書いてとっておくんですよ。

まあ、豆の焼け具合によって天候だとか、漁模様をみるとかしても、あたることもあればあたらぬこともあつたしね。まあ、ひとつの気安めみたいなものだったんでしょね。」

語り 森本清栄さん 明治四十年、仙法志長浜で生まれる。鳥取県から移住してきた漁家に育った。仙法志長浜在住。
採訪 西谷栄治(町立博物館学芸員)



健康な毎日を送るために

あなたと保健室



今月は、食生活と健康について、少しお話ししたいと思ひます。

食生活が豊かになって

我が国の食生活はここ四十年ぐらいい短い間にめざましく変化しました。飢えの時代から量質共に充分満たされ、現在はよりぜいたくという時代といえます。食べている食品をみますと、米や麦をずいぶん食べなくなり、そのかわり、乳製品、肉、卵や果物をたくさん食べるようになりました。昔多くみられた栄養欠乏症は姿を消し、医学の進歩も相まって、乳幼児死亡、各年代の死亡とも減少し、我が国は長寿国となりました。しかし良いことばかりではありません。高齢者の全てが健康で長生きしているわけではなく、なんらかの病氣を持った半健康人や寝た

きり老人が多い現状ですし、かかる病氣も、糖尿病、心臓病、大腸がん、乳がん等、我が国ではほとんどみられなかった、いわゆる西欧的成人病、特に食事と関係の深い病氣が増加しています。

食品選びに心配りを

今までは、身近の食物を自分の好みにまかせて制限なく食べていましたが、栄養学が進むにつれてそれは病氣を招き、健康を破壊することが明らかになってきました。

毎日毎日の食品選びの誤りが積み重なり、かたよった食習慣あるいは誤った食習慣が続くといつしかそのツケがあらわれてきます。そのツケがいつの年代にあらわれてくるかはさまざまです。たくさん食品があふれ

ている現在、どんなものをどの様に食べなければならぬかを知る必要があります。食品選びの誤りをなくし、よい食習慣をつくるためには、正しい知識、情報をつかみ、実行することが大切です。成人病を予防し、又、老化をある程度防止していかなければ、生涯自分の健康を守り、長寿を全うすることはむずかしいでしょう。

栄養のバランスをとる

それでは、私達はどんな食生活をすれば病氣を予防し、健康を保持できるのでしょうか。今の段階では栄養のバランスを保つということが最も重要なことといえます。栄養のバランスを保つ—これは、食品に含まれている糖質、脂質、たんぱく質、ビタミン、ミネラルの五つの栄養素が過不足なくとられているということですが、実際に店頭でたんぱく質とか脂肪という名で売っているわけではないし、実行するとなると難しい感じがします。そこで考えられたのが、

食品を栄養の働きの上で六つのグループに分けてめやすにする方法です。又、食品によって含まれる栄養素の質も量も違いますが、数多くの食品(一日三十食品を目票に)をとることが望ましいとされています。

食事を作る際、六つの各グループからそれぞれ一〜二種類ぐらいの食品を選びます。そして主食と主菜、副菜が食卓に並ぶことよってバランスのとれた食事ができるほか、食生活は豊かでバラエティにとんだものとなります。

6つの基礎食品

| | | |
|-----------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| ① 緑や黄の濃い野菜 | ② その他の野菜とくだもの | ③ 肉、魚、貝、卵、大豆 |
| カロチン(ビタミンA)の供給源 | ビタミンCとミネラルの供給源 | 良質蛋白質の供給源 |
| ほうれん草 にかぼちゃ にんじん 菊 | だいこん ごぼう 玉ねぎ キャベツ れんこん みかん りんご 柿 いちご | 卵 魚 貝 鳥 獣肉類 納豆 みそ ソーセイ ちくわ 豆腐 大豆 |
| ④ こく類、いも類、砂糖 | ⑤ 乳製品、小魚、海藻 | ⑥ 油 脂 類 |
| 糖質性エネルギーの供給源 | カルシウムの供給源 | 脂肪性エネルギーの供給源 |
| 米 小麦 小麦粉 さつまいも 砂糖 菓子 うどん パン | 牛乳 やぎ乳 チーズ ヨーグルト 骨ごと食べる小魚のり 昆布 | バター マーガリン てんぷら油 サラダ油 ラード ヘット |

してみかんを二個程度、このぐらいをめやすとしてみてください。食べ方としては楽しい雰囲気でも良く飲んで食べることを、おすすめします。消化吸収が良くなるほか、かむことによって満腹感が得られ、食べすぎ防止になります。

保健婦 秋元 記



《No.16》

消防だより

分列行進には少年消防クラブ員の少女がブラカードを持って花をそえました。

今年の出初式は、杓形を会場に、来賓三十八名、署・団員百三十六名が出動し分列行進、式典と厳粛の中にも整然と挙行されました。

昭和六十三年 利尻町消防出初式挙行 一月七日



署員16名、団員121名が町民センターに整列



当日は、永年勤続の職団員に対する表彰のほか、火災を発見するや、消火器による初期消火を行い、最少限度に消し止めた功績に対し、仙志志中学校と日出町の長谷川渡氏に消防長より感謝状が贈られました。



感謝状をうける長谷川さん



寒風の中、元氣に行進の少年消防クラブ員

「おとうさんには
まけないよ！」
利尻町少年消防クラブのチビッコ82名も、分列行進と式典にはじめて参加、元氣に行進する子供達に、沿道の人々から、大きな声援が贈られました。

火事と 救急は

局番なしの
119番



式典では、ちよっと緊張したかな？



戸籍の うごき

自12月1日
至12月31日

いつまでも
お幸せに



◎婚姻

氏名 住所

味噌 健

松谷 三枝子

※泉町

おくやみ

申し上げます

◎死亡

月日 住所 氏名 年齢

※本町 大嶋 正治 八〇歳



ご厚情に 感謝します

このたび次の方から愛情銀行に金一封が預託されましたので、紙上を借りてお礼申し上げます。

利尻園芸愛好会様から、寄付金として

稚内市宝来三丁目 保野一雄様から、母ミサ様の香典返しを廃して

仙法志字本町 五之治春吉様から、病氣見舞返しを廃して

杓形字本町 大島厚志様から、父正治様の香典返しを廃して

杓形字日出町 佐野洋之様から、病氣見舞返しを廃して

杓形字緑町 広島君雄様から、妻ツエ様の香典返しを廃して

杓形字富士見町 戸田正俊様から、母ハル様の香典返しを廃して

杓形字神居 松原 春様から、夫忠男様の香典返しを廃して

(利尻町社会福祉協議会)



免許証更新時講習会

- 2月26日(金)
- 利尻町民センター(杓形)
- 午後 6時30分

※当日はボールペンを持参して下さい。

杓形・仙法志交通安全協会

交通事故死「〇」ゼロ

目標三、〇〇〇日

達成日 昭和六十五年十二月三日

〇スピードダウンで

安全運転を!!

利尻町・杓形・仙法志交通安全協会



戦傷病者戦没者遺族援護業務及び恩給業務相談会が、次のとおり行われますので、希望される方はこの機会に相談ください。

日時 昭和63年 3月16日 9時30分から15時まで
 会場 稚内海員会館 2階会議室
 稚内市大黒1の8の6
 対象 現行制度による援護対象者で、まだ年金・恩給等を受けていない戦没者の遺族や旧軍人・軍属の方

相談内容

- (1) 戦没者の遺族に対する援護（遺族年金、扶助料、特別弔慰金、戦没妻・父母特別給付金）関係
- (2) 戦傷病者に対する援護（障害年金、傷病恩給、戦傷病者妻特別給付金、戦傷病者手帳）関係
- (3) 旧軍人等に対する恩給及び軍歴証明

※ 詳細は、役場民生課福祉係（4-2345）にお問い合わせください。

発行 利尻町役場

編集 商工課広報交通部 ☎(四)二三四五番

印刷 南国境印刷